



令和8年度 じん芥収集車購入

金抜設計書

物品番号 2026050100

物品名 令和8年度 じん芥収集車購入

納入場所 加東市社1番地1 (現業詰所車庫)

兵庫県 加東市

令和8年度 じん芥収集車購入 設計内訳書

名 称	内 容	数量(単位)	単 価(円)	金 額(円)
じん芥収集車		1 台		
	ディーゼル車 M/T			
	平成28年排出ガス規制適合			
	平成27年度重量車燃費基準達成車			
	荷箱容積 5.7m ³ 以上			
	回転板式(積込)			
	ダンプ式(排出)			
	最大積載量2,750kg以上			
	※その他詳細は仕様書による			
諸経費	納車費用	1 式		
小計		1 式		
消費税		10 %		
合計金額	※合計額に下記諸費用は含まない。	1 式		
諸費用	リサイクル料	**	**	**
	重量税	**	**	**
	自賠責保険	**	**	**
	手続代行費用(検査登録、車庫証明等)	**	**	**

令和8年度 じん芥収集車購入 仕様書

第1 総 則

- 1 この仕様書は、加東市がじん芥の収集に使用するじん芥収集車の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合個所が発生した場合は、無償で取替え又は修繕するものとする。

第2 車両の規格・装備等に関する事項

- 1 納入する車両については、第4 製品仕様の諸元同等以上のものとし、下記納入期限までに納入すること。ただし、車両の生産状況や社会情勢等の予期せぬ事情により納入が困難な場合は、納期の延長について市と受注者が協議できるものとする。
- 2 同等品以上のものとする場合は、入札前に同等品以上と説明できる資料を添えて、質疑書を提出すること。入札後の製品変更は原則不可とするが、予定製品が廃盤になる等の理由で、やむを得ず別製品を納入しなければならない場合は、必ず事前に市担当職員の承認を得ること。
- 3 諸経費（自動車任意保険料、自動車自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料、検査登録料等）は、別途支払うため、入札価格には含めないこと。

第3 概 要

- 1 数 量 1台（新車）
- 2 納 期 令和10年3月26日
- 3 納入場所 加東市社1番地1（じん芥収集車車庫）

第4 製品仕様

- 1 諸 元

年 式	2027年式
動 力	ディーゼルエンジン
車体形状	じん芥車
トランスミッション	マニュアルトランスミッション
乗車定員	3人
駆動方式	2輪駆動
環境性能	国土交通省が定める平成28年排出ガス規制に適合していること。
燃費基準	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成27年度重量車燃費基準を達成していること。
最大積載量	2,750kg以上 *上記量を最低限とし、最大限確保できるよう発注者と十分協議すること。
ホイールベース	2,800mmクラス
総排気量	2,990cc以上
最大出力	110kw（150PS）以上

2 内 装

- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) パワーウィンドウを装備していること。(運転席及び助手席)
- (4) アシストグリップがあること。(運転席及び助手席に各1個以上)
- (5) 座席のシート生地(ヘッドレストを含む)は、ビニール製とする。
(メーカーオプションのビニール製シートカバーの装備でも可とする)
- (6) ヘッドトレイを取り付けること。
- (7) カードホルダーを取り付けること。
- (8) ゴム製足下マット(純正品)を付属すること。

3 外 装

- (1) 後輪はダブルタイヤとする。
- (2) 運転手側及び助手席側のサイドミラーは、電動格納式とする。
- (3) サイドガードを2個取り付けること。
- (4) フォグランプを2個取り付けること。
- (5) タイヤは、ミックスラジアルタイヤとする。
- (6) 牽引用のフックを前方に取り付け可能とすること。
- (7) サイドバイザーを取り付けること。

4 荷 箱 (回転板式じん芥収集車)

- (1) 荷箱の容積は5.7 m³以上とする。
- (2) 運転手と作業員間の連絡用ブザーを取り付けること。(後部左右)
- (3) パッカーとボディー部からの汚水漏れのないようにシールゴムの上方へ延長すること。
- (4) 汚水タンク(ステンレス製95リットル±10リットル)を装備すること。
- (5) 積込装置は、可燃物・不燃物・容器包装プラスチックなどの積み込みに耐えられること。
- (6) 操作スイッチは、車両左側後方に設置し、連続・単動切換スイッチも備えること。また、車両右側後方(ボタン式)と投入口後方(プレート又はバー式)に緊急停止スイッチを取り付けること。
- (7) テールゲートは内側面を補強するなど十分な強度を持たせること。
- (8) シャンリアカバーを備えること。(位置等は別途協議)
- (9) 投入口テーブルに開き止め金具を取り付けること。
- (10) 荷箱底部は、洗浄が容易にできる構造とすること。また、荷箱前部にはボディー出入り用ステップ・グリップを装備すること。
- (11) テールゲートとボデーとの間に外部操作式の安全棒(左右連動)を装備すること。
- (12) 昭和62年安全基準適合車であること。
- (13) その他は標準仕様とすること。

参考架装型式：極東開発工業製 GB57-822、新明和工業製 GT063-1635

5 塗装及びシール

- (1) ボディーカラーは加東市指定色（ブルー系）とする。（別途協議）
- (2) 記入マーク及びイラスト等は別途協議とする。
- (3) 本体両側面並びにテールボックス投入口蓋に以下の内容を表示すること。
表示内容：加東市2号車（文字は白色ゴシック：1文字が15cm角の大きさ）

6 その他装備

- (1) キャビンが傾斜すること。（チルト機構があること）
- (2) 鍵付きの燃料タンクキャップを装備すること。
- (3) 燃料タンクに燃料の種類を表示すること。（軽油又はディーゼルと明記する）
- (4) ホイルベース間に物入れを設置すること。（サイズは別途協議）
- (5) 室外の運転席側に工具箱をネジで固定し取り付けること。なお、工具箱は水抜き穴があり、蓋付きで、ステンレス製とする。（サイズは別途協議）
- (6) スペアタイヤキャリアは、ボディーとキャビンの間に取り付けること。
- (7) 車載用消火器を2か所取り付けること。（位置等は別途協議）
- (8) ほうき、ちりとり等掃除道具を積める装備にすること。
- (9) AM/FMラジオ及び放送設備（SDカード式）を取り付けること。
- (10) 車輪止め（合成樹脂製2個）を取り付けすること。なお、走行中に落下しないようバンド等で確実に固定出来ること。
- (11) ルームミラーモニター式バックアイカメラを装備すること。また、車内モニターは、車輛の運行中は常に後方確認が出来ること。
- (12) 盗難防止システム（イモビライザーに限る）を装備していること。
- (13) 左折時、バック時の音声アラームを装備すること。
- (14) オイルジャッキ（10t）、標準工具を付属すること。
- (15) ドライブレコーダー（前方・後方撮影、画素数100万画素程度以上、水平画角108°以上、垂直画角50°以上）を装備すること。
- (16) バックソナーシステムを取り付けること。

第5 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属装備品等がすべて用意された時点に実施するものとする。
- 2 検査には、受注者側の担当者が立会うものとする。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 仕様に対する検査
 - (2) 付属装備品等の検査
- 4 検査データは、発注者の認める範囲において社内データをもって代えることも可とする。
- 5 検査の結果、不合格と発注者の認めた個所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで、再検査を受けること。
- 6 中間検査を実施するものとする。（実施時期は別途協議）

第6 保証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とすること。

第7 その他

- 1 仕様書で指定した装備品等における使用に必要な付属品等は、特に指示がなくても、全て取付けること。
- 2 仕様書にない部分で、純正仕様として取付けてあるものについては、全て取付けること。
- 3 受注者は、納入する車輛の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 4 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用は、受注者の負担とする。
- 5 納入時に車輛の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 6 搬入・運搬・設置に係る費用を含めること。
- 7 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 8 試運転を行い正常に作動するか確認すること。
- 9 受注者は、担当者と製造発注前に、製品仕様について詳細な打ち合わせを行うこと。
- 10 本仕様書に記載のない事項及び変更、疑義が生じた場合は、双方で協議し決定すること。